号の

11月・12月は市税等徴収強化月間です!

11月・12月を市税等徴収強化月間として、啓発 活動を行うとともに、市税等徴収の強化に取り組 みます。

【実施する主な事業】

○啓発ポスターの掲示、ポケットティッシュ配布 ○公用車などに徴収強化月間のステッカーを貼付 ○市税・国民健康保険税滞納者に対する納税催告 ○滯納者への電話催告など

市税などの納付に関してのお願い

みなさんが納めている税金は、住みよい街づく りを推進するための大切な財源です。市税や国民 健康保険税に納め忘れがないか、もう一度ご確認 をお願いします。

納期内納付にご協力ください

市税などの納期限は、納税(納入)通知書また は納付書に記載しています。今一度、納期限を確認され、納め忘れのないようお願いします。納期 限を過ぎた場合は、督促状を送付します。督促状 の発送後においても納付がない場合は、法令に 従って給与などの差し押さえを実施します。 □座振替による納付

八街駅周辺

第1自転車

八街

郵便局

市営中央

グラウンド

第2自転車

駐車場

第3自転車

駐車場

商工

\会議所

※第2・3・4自転車駐車場は

利用登録の必要はありません

口座振替は、申請された口座から自動的に引き 落とされるため、納付に出向く手間もなく、納め 忘れもないため安心です。

イジー (Pay-easy) による納付 ペイジーに対応しているインターネットバンキ

ング、モバイルバンキングの契約があれば、ネッ トからの手続きで納付ができます。手数料はかか りませんが、通信料が発生します。ペイジー対応 のATMでは、現金またはキャッシュカードで納 付できます。

クレジットカードによる納付

市ホームページから「八街市納付サイト」にア クセスし、クレジットカード情報など必要事項を 入力することで納付手続きができます。納付金額 に応じたシステム利用料と通信料がかかります。 滞納者への対応

八街市では、特別な理由もなく市税などを納付 しない滞納者に対して、税負担の公平性を確保す

■ 自転車整理区域

第4自転車

駐車場

(原付専用)

八街

中学校

るため、次のような処分を実施しています。 ①給与などの照会・差し押さえ

②預貯金の調査・差し押さえ ③動産、不動産の調査・捜索・差し押さえ ④国民健康保険税滞納者への対応

国民健康保険税滞納者には、①~③の処分に加 え、通常よりも有効期限の短い短期被保険者証を 交付、さらに滞納が長期間続いている方には、被 保険者資格証明書を交付しています。

インターネット公売を実施 市税などの滞納により差し押さえた財産は、イ ーネット公売を実施しています。

ンターネット公売とは、ヤフー株式会社のイ ーネット公売システムを利用し、入札などで 押さえた動産・不動産などを売却し、代金を 滞納税などにあてるものです。

弁護士による多重債務者相談(無料)を実施 多重債務により、市税などの納付が思うように できない方を対象に、弁護士による無料相談を実 施しています。

時毎月月末の日曜開庁日 午後2時~4時

麗6人(申込順・事前予約) 納税相談をお受けしています

病気や失業などの事情により、納期限までに市 税などを納めることができない場合には、お早め に納税課にご相談ください。また、仕事などで平日の業務時間内に納税相談や納付に来られない方 は、日曜開庁や夜間窓口(平日火曜日)を開設し ていますので、ご利用ください。

新型コロナウイルス感染症による猶予・減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、 などの納付が困難になった場合、一定の条件を満 たしている方は、申請により猶予を受けることが できます。

国民健康保険税は、新型コロナウイルス感染症 の影響により、主たる生計維持者の収入が前年に比べて10分の3以上減少する見込みであるなど、 一定の条件を満たす場合は、減免が認められる場 合がありますので、国保年金課へご相談ください。

間納税課 **☎** 4 4 3 − 1 1 1 5 **2** 4 4 3 - 1 1 3 9

国保年金課

令和

4

4

4

0

8

1

5

入用受金ま付曜前月受内録録年 (5 街 たの登付消すに・86付に希申3令自駅 はう録**方**印。て日20日期申望請月和転前 え申法有郵午曜30金間請の受313車第 方付日年駐1 し 7 を は 4 車 自 、開の月場転 だ必始第1の車 さずし 1日令駐 ます。利令3場 い受

用和年・

中 27 付 所 ※ 申期

※ 郵 を

ナ

ゥ

イ

ル

ス

な

GS

第5自転車駐車場

国道

市役所

送記利請日け受土午11請間登登4度第八 効送後日分の5 請 し都書 でください都市整備課 では時 は び課事 11 受市 15 月け役分 。へ項

1 4

3

2

り台 に録 間て で一路役 整付き超次書い16す 3備けがえ受なる日 課しあた付ど方金 まる場をに時 す場合了郵 点 合は時送11で は抽点し月 継選でま2利 続と許す日用

3 年 有 次録 利制 録車 申駐 請車 付の

1 置付書 2 配に対 ジレ・は日**布**ご策 `(月) 開協と だ い送 12

申る感 始力して て さ郵

慢

特定疾病

医

☎都受、数第申し10きムに所申11請申染 4市け空を1請て月まペ設受請月書請症 かて J らいR都 ダる八市 ウほ街整 ン か 駅 備 `自課 口 〕市由・

間り者たか舞 ´ます。 証方ら金現 などを提出する必要があは、障がい福祉課に受給受給者証などが送付されを受給中で、印旛保健所在、八街市難病療養者見 福祉 3 課 1 6 4 9

 \square い障 ます。 祉 課

新 中**請に必要**に 名義の預へ

(金通

変なも00円

和者証 人性血液凝固E 医療受給者票 因 子

支

を

定医療費(指定難病) エ証などをお持ちの方果県が交付する次の受効 受給